

	海外在留邦人等向けワクチン 接種事業	(参考) B類疾病の定期接種	(参考)医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当)	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当)	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分(入院相当)
医療手当	通院3日未満(月額) 35,000円 通院3日以上(月額) 37,000円 入院8日未満(月額) 35,000円 入院8日以上(月額) 37,000円 同一月入通院(月額) 37,000円 (通院は入院相当に限定)	通院3日未満(月額) 35,000円 通院3日以上(月額) 37,000円 入院8日未満(月額) 35,000円 入院8日以上(月額) 37,000円 同一月入通院(月額) 37,000円 (通院は入院相当に限定)	通院3日未満(月額) 35,000円 通院3日以上(月額) 37,000円 入院8日未満(月額) 35,000円 入院8日以上(月額) 37,000円 同一月入通院(月額) 37,000円 (通院は入院相当に限定)
障害児養育年金	1級(年額) 878,400円 2級(年額) 703,200円		1級(年額) 878,400円 2級(年額) 703,200円
障害年金	1級(年額) 2,809,200円 2級(年額) 2,247,600円	1級(年額) 2,809,200円 2級(年額) 2,247,600円	1級(年額) 2,809,200円 2級(年額) 2,247,600円
死亡した場合の補償	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,372,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,457,600円 (10年を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,372,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,457,600円 (10年を限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,372,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額) 2,457,600円 (10年を限度)
葬祭料	212,000円	212,000円	212,000円